

# 令和2年度 香川県奨学のための給付金(家計急変)制度のご案内

香川県立小豆島中央高等学校

## 1. 家計急変制度の概要

予期できない事情により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合に、奨学のための給付金による支援を行います。

支援の対象となるのは、家計急変後の収入見込額が住民税非課税相当である世帯で、支援を受けるためには、原則として家計急変の日から3ヶ月以内に申請する必要があります。

## 2. 対象となる方

基準日に、次の①～③すべての要件を満たしている世帯が対象です。

※基準日は、家計急変事由の発生日(発生日が特定できない場合は申請日)

### ① 保護者等(親権者)が香川県内に住所があること

※保護者等が香川県以外に住所を有している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

### ② 事故、失職等により家計が急変し、保護者等(親権者)全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)相当の世帯(注)であること

※保護者が父母である場合、どちらも非課税相当であることが必要です。

※生活保護(生業扶助)受給世帯及び非課税世帯の方は家計急変制度で申請することはできません。

通常申請を行ってください。

(注)両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合、年収約270万円が目安となります。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なりますので、あくまで目安です。

世帯構成	世帯の年収見込
2人世帯	1,800,000 円以下
3人世帯	2,214,285 円以下
4人世帯	2,714,286 円以下
5人世帯	3,214,286 円以下

### ③ 【本科生等】高校生等が高等学校等就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)に在学し、かつ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は事前にご相談ください。

※高等学校等就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設(理容師、美容師、准看護師、調理師、製菓衛生士の養成施設(所))の認定を受けているものなど。

【注】次の場合は対象外です。

- ・保護者等の一人が賦課期日に海外に在住し、令和2年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割がわからない。
- ・(本科生等の場合)高等学校等就学支援金の対象校(3年制以上)を既に卒業または修了している。
- ・児童福祉法により見学旅行費または特別育成費が支給されている。

### 3. 給付額（年額）

	専攻科	通信制	全日制・定時制	
			第1子	第2子以降
給付額 (上段は国公立、 下段は私立)	46,500円 48,100円	46,500円 48,100円	94,000円 113,500円	139,700円 148,000円

※基準日が令和2年7月1日以前である場合に上記年額を給付します。基準日が令和2年7月2日以降である場合は翌月以降の月数に応じた月割で算出した額となりますので上記年額とは異なります。

※上記給付額のうち10,000円はオンライン学習に係る通信費相当として特例的に支給されるものです。

### 4. 申請期限

#### 家計急変日から3ヶ月以内

#### (家計急変日が入学(進級)日前である場合は、入学(進級)日から3ヶ月以内)

※令和2年度については、上期限の経過後であっても、家計急変日が令和2年7月1日以前であり、かつ令和2年9月30日までに申請があったものについては、年額支給します。

※やむを得ない理由により期限内に申請できなかった場合は、申請期限の特例措置を受けることもできます。

※申請日が令和3年3月2日から3月31日の間である場合は、令和2年度分の支給はありません。(翌年度も高校生等が在学している場合には、4月以降に翌年度の年額を支給します。)

※県内の学校に在学し、学校を通して県へ提出する場合は、学校の指示に従ってください。

※令和3年1月以降入学者は、今年度の制度の対象外です。

### 5. 申請方法

申請の希望を学校の給付金担当までお子様を通じてお申し出ください。

関係書類をお渡ししますので、必要書類を準備して担当までご提出ください。